

問X-3-③（土地の上に存する権利の評価方法）

借地権（建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権）などの権利を設定し、公益法人会計基準に定めのある財産目録に記載しているが、これらの時価評価については、どのような方法が考えられるのでしょうか。

答

借地権など「土地の上に存する権利」の評価方法については、土地の評価方法と同様、例えば、不動産鑑定士が鑑定した価額のほか、公正妥当と認められる税法上の評価方法により法人自らが算定した価額が考えられます。